

ナビゲーションスキル検定規程

第 1 章 総則

第 1 条 この規程は公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）定款第 4 条 1 項 4 号に定めるところにより、JOA がナビゲーションスキル検定を公認し、円滑な運用をはかるため、必要な事項を定める。

第 2 条 この規程は、アウトドアスポーツの活動者に対して、技術的な目安としてナビゲーションスキル検定試験を提供し、JOA がその技術レベルを認証することにより、技術向上に励んでもらうことを目的とする。

第 3 条 この規程にある用語は以下の意味を持つ

1) ナビゲーションスキル検定（以下「検定」という）

アウトドアスポーツの活動者のナビゲーションスキルについて、別に定める基準に沿って技術レベルを評価し認証することをいう

2) 検定試験

アウトドアスポーツの活動者のナビゲーションスキルについて、技術レベルを評価するために実施する試験をいう

3) ナビゲーション・インストラクター（以下「NI」という）

アウトドアスポーツの活動者に対して、ナビゲーションスキルについて講習を提供できる者

4) 講習

NI がアウトドアスポーツの活動者に対して提供するナビゲーションの講習会

5) 受講者

NI が提供する講習を受講する者

6) 認定

検定試験の合格者を所定の手続きを経て、JOA が合格認証するまでをいう

第 2 章 検定試験

第 4 条 検定試験は、JOA が主催、あるいは普及・指導委員会が指定する NI の主宰で実施される。

2. 検定員および上級検定員は、普及・指導委員会が委嘱された NI の 1 名以上がこれにあたる。

第 5 条 検定試験は、次の 3 段階に分けられる。

1) ブロンズ

2) シルバー

3) ゴールド

2. 検定試験の基準は別に定める。

第 6 条 検定試験の合格認証は、検定員および上級検定員が合否判定を行い、普及・指導委員会に報告をする。

2. 検定の合格認証は、JOA の会長が付与する。

- 第 7 条 検定試験を、NI が主宰し実施する場合は、普及・指導委員会の指定を受けなければならない。
2. NI が検定試験を計画したならば、その実施の 1 ヶ月前までに別に定める申請書で普及・指導委員会に申請をし、実施 1 週間前までに指定を受けなければならない。
 3. NI が検定試験を実施したならば、検定試験の終了後 10 日以内に、受験者に検定試験の可否を連絡するとともに、別に定める様式で検定試験終了報告書と受験者リストに、合格者の認定料を添えて普及・指導委員会に提出をしなければならない。
 4. 検定料の普及・指導委員会への納付については別に定める。
 5. 普及・指導委員会は、検定試験終了報告書を確認の上、合格者には認定料の納付から 10 日以内に合格認証し、その旨を当該の NI および認定された合格者に通知するとともに、合格者に認定証を送付する。
 6. 検定試験の可否判定から 3 週間を過ぎても検定料および認定料が納付されない場合、認定は無効となる。

第 8 条 検定試験を、JOA が主催し実施する場合は、本規程第 7 条に沿って普及・指導委員会が実施する。

第 9 条 本規程第 6 条に定める検定員または上級検定員による可否判定に不服のある受験者は、その理由を添えて認定結果の確認を普及・指導委員会に求めることができる。

第 10 条 検定料、認定料は次のとおりとする。

- 1) 検定料 2000 円
- 2) 認定料 2000 円

第 3 章 その他

第 12 条 本規程の改廃は、理事会の審議を経て行う。

附 則 1. 本規程は平成 30 年 3 月 1 日より施行する。

令和 4 年 8 月 27 日 改訂